平成２７年（フ）第５１４号
仙台市青葉区一番町１丁目15番７号
破産者　株式会社Ｂｂ＆ａｃ
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１４３号
千葉県山武郡芝山町山中375番地
破産者　鈴木　　剛（旧姓金丸）
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第２０６６号
横浜市金沢区福浦１丁目２番地14
破産者　株式会社喜友
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８４号
富山県射水市土合1551番地の１
破産者　有限会社誠美舎
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第１３８号
長野市大字長野若松町1085番地
破産者　有限会社信州キウイ
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４１１号
名古屋市守山区大森１丁目2901番地
破産者　株式会社サンキ
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２０７号
名古屋市中村区井深町15番12号
破産者　株式会社ピー・アイシー
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２５号
京都府福知山市かしの木台５丁目30番地の２
破産者　有限会社栄幸
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第１９２４号
大阪府箕面市船場東１丁目10番９号　箕面フレールビル４Ｆ
破産者　株式会社遊助コーポレーション
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１９５号
大阪府寝屋川市高宮１丁目１番４号
破産者　株式会社アルファー設計企画
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０８７号
大阪府豊中市服部寿町２丁目１番10号
破産者　株式会社半田喜一
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１３１号
大阪市住之江区南港南６丁目２番28号
破産者　株式会社日本ロジエクセル
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２８０号
大阪市中央区大手通２丁目３番17―301号
破産者　株式会社ＶＯＮ
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３２２号
大阪市中央区東心斎橋１丁目16番26号
破産者　株式会社グローバル・アイ・コーポレイション
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３９１号
大阪府高槻市城西町４番15Ｂ―205号
破産者　エスピー企画株式会社
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８８０号
大阪府藤井寺市道明寺４丁目13番７号
破産者　有限会社アルファー
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１９９号
福岡県久留米市宮ノ陣４丁目43番35号
破産者　合資会社矢野建具製作所
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２８１号
沖縄県那覇市字仲井真208番地３
破産者　有限会社いそや物産
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２３６号
仙台市青葉区堤町３丁目12番16号
破産者　有限会社元太
１　決定年月日　平成28年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８０８号
東京都八王子市元本郷町４丁目２番14号小山アパート２Ｆ北側
破産者　坂本　孝治
１　決定年月日　平成28年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１２０号
三重県鈴鹿市東玉垣町1401番地
破産者　有限会社セイコウ
１　決定年月日　平成28年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１５号
京都府舞鶴市字余部下954番地の４
破産者　株式会社林設備工業
１　決定年月日　平成28年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２７年（フ）第７７号
兵庫県尼崎市菜切山町38番地の２
破産者　株式会社三隆運輸
１　決定年月日　平成28年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係